



埼玉県蓮田市関山1-1-17  
 TEL 048-769-5501  
 FAX 048-769-5510  
 E-mail saitama@yu-wa.jp  
 URL http://www.yu-wa.jp

2013年  
 11月号

## 大企業の交際費非課税、経済の好循環に期待？

飯野 浩一



記事要約（11月23日のYOMIURI ONLINEニュースから）

- ・自民党税制調査会は、大企業が使う交際費を損金（経費）として認める制度について詰めの議論に入る。
- ・現在、大企業（資本金1億円超、および資本金等が5億円以上の会社の100%子会社等）は、取引先の接待などで支出した交際費は、業務に欠かせない経費でも、税務上損金としてあつかうことができない。中小企業は、年間800万円まで交際費を損金として扱う特例が認められている。
- ・消費税率引き上げを控え、法人税収が減少する懸念があるものの、大企業の節税効果による経済への波及効果を期待。大企業の節税分が接待等にまわれば、飲食店等の売上拡大とさらなる消費拡大につながると期待。
- ・国税庁の推計では、企業の交際費の支出額（2011年度）は、資本金1千万円以下の中小企業は1社あたり平均約66万円、資本金10億円超の大企業は約7,725万円。海外では、フランスは一定の条件を満たせば、交際費は全額損金扱い、ドイツは交際費の70%、アメリカは50%を損金として処理できる。

### この号の内容

- 1 大企業の交際費非課税、経済の好循環に期待？
- 2 ある日の税務調査
- 3 相続税の調査状況について
- 4 本の紹介・12月税務カレンダー

上記記事を受けて、国税庁の平成23年度分の公表データを見てみました。

利益・欠損	資本金	交際費等支出額			損金不算入額(百万円)
		法人数	金額(百万円)	1社あたり金額(万円)	
利益計上法人	資本金1億円以下	647,219	1,030,123	159	231,357
	資本金1億円超	11,688	440,305	3,767	440,305
	連結法人	383	79,658	20,798	78,976
	計	659,290	1,550,088	235	750,638
欠損法人	資本金1億円以下	1,617,299	1,078,972	67	145,508
	資本金1億円超	9,385	160,403	1,709	160,403
	連結法人	680	89,052	13,096	88,190
	計	1,627,364	1,328,427	81	394,099
合計	資本金1億円以下	2,264,518	2,109,096	93	376,863
	資本金1億円超	21,073	600,708	2,851	600,708
	連結法人	1,063	168,710	15,871	167,165
	計	2,286,654	2,878,515	126	1,144,736

資本金1億円以下の法人の損金不算入額が以外と多く、これは少数の会社において、かなり多額の交際費等支出があると考えられること、また資本金1億円超の法人は、通常従業員数も多いことが考えられ、仮に平均従業員数を2.5倍とすれば、1人あたりの交際費等支出額は資本金1億円以下の法人とあまり変わらないことなどが意外でした。

皆様の会社と比較するといかがでしょうか。

利益計上法人の損金不算入額が約7,500億円で、仮にこの部分の交際費が全額損金算入できるとなると、まずは、40%を税率とし約3,000億円の法人関係税収減となり、企業の法人関係税の支出が減るので内部留保が増えます。消費拡大につながるには次がポイントで、内部留保に見合うまたはそれ以上の交際費等を支出してもらわなければなりません。予算制度が機能している大企業においては、予算設定において交際費枠を策定し、その枠組みの中でいかに効果的な交際費を使っていくかに配慮されています。また、国際的な取引が増えている中で、日本国内でいかに支出してもらえるのかも気になるところです。

60兆円ともいわれる上場企業の内部留保見合いの預金で、多くの海外の顧客を日本に招いて飲食にゴルフに観光にと大いに接待してもらいたいところです。



## ある日の税務調査

菅 琢嗣

「〇〇税務署法人4部門の△△です。株式会社××商事の税務調査の件で・・・」会社経営者の方々にとって最もいやな電話の一つでしょう。そう、我々会計事務所にとっても最も気分がブルーになる電話の一つなのです。

大概の経営者の方は1度や2度は経験されていることと思いますが、中には、幸運にもまだ経験されていなかったり他の会社の調査は、どの様に行われているのだろうと思われる方もいらっしゃると思います。そこで2か月で3件もブルーになる電話がかかってきた不運な私の実体験を許される範囲内でお話しできればと思います。

10月某日。通常の調査は調査官1名で来られるが、その日は2名。一人は50歳くらいのベテラン。もう一人は20代後半くらいの若手。(共に男性)たいてい調査が始まると最初の30分くらいは会社概要を社長さんと雑談混じりにしたりします。もうすでにそこから戦いは始まり、私自身も調査官の雑談の内容や質問の内容からなんとなく力量を把握したりします。これは、結構重要で、最近思うのは調査官の力量によって調査はまったく違った結果に終わることもあるのです。

その日の調査官は、ベテランのほうは、態度がやや横柄で少し慣れてくるといきなり「タメ口」を使い我々の目の前で若手調査官を叱り飛ばしたり・・・とにかく視線が上からな感じの方でした。ただ、キャリアは長く調査経験も豊富で質問も的確でしたので、なんとなくしんどい2日間になる予感がしてきました。調査は、ベテランが元帳をチェック、若手がパソコンの中身をチェックといった感じで要領よく手分けして行われました。パソコンの中身?そうなんです、結構そこまでやっちゃう調査官もいるのです。やましいことは何もありませんが、あまり気分がいいものではありません。(ネットの閲覧履歴とかチェックしたりするので皆さんも気を付けてください!!)

調査で間違いなく質問されるのが、従業員の勤務実態です。オーナー社長のご家族の方が従業員の場合「本当に従業員として勤務しているのか?」といった感じです。似たようなケースで外注委託費のようなものも「本当にそのような人物、会社に存在するのか?」といったことが質問されます。それを前もって立証できる資料をそろえておくことが大事です。

しばらくしてベテランが「レクサスって車知ってます?」というので「知らないんですか?あのLのマークの車ですよ」と私が言うと「へえ～、それって作業用具とか乗せたりできるんですか?」「???」純粋で鈍い私もそこでようやく彼が皮肉たっぷりに言っていることに気づき、イラッと来たが「社長が社用で使用しているので問題ありませんよね?」と言うと、鼻で軽く「フーーン」と一言・・・。

最近の調査官は、とても礼儀正しい方ばかりですが、年配の方の中にはこのような態度の方もいらっしゃるようです。

近年、女性の調査官も増えており、先日の方は平成生まれだそうで、男女差別する訳ではありませんが、内心「楽勝だな」なんて思っていました。質問内容に様々な意図が感じ取れ、作業も迅速で、それでいて雑談にも応じ、かなり優秀な方でした。

まとめると、税務調査はだいたいどの調査官も同じような切り口で攻めてきますが、あとは時間内に要領よく進めることのできるスキルを持っているか否かによりその力量の差がはっきりついてしまう気がしました。

紙面の関係上、あまり多くを伝えられませんでした。また機会がありましたら続編をやる予定です。



## 相続税の調査状況について

秋元 健央

国税庁が11月20日に発表した平成24事業年度(平成24年7月から平成25年6月までの間)における相続税の調査状況によると、(今回は一部分だけ記載します。)22・23年中に発生した相続を中心に全体で1万2,210件を実施調査し、うち8割強の9,959件から3,347億円の申告漏れ課税価格を把握し、加算税83億円を含め610億円を追徴した。実施調査1件当たりでは、申告漏れ課税価格は2,741万円、追徴税額は500万円となっています。

申告漏れ等非違のあった9,995件のうち申告漏れ額が多額や、故意に相続財産を隠ぺいしたなどにより重加算税賦課対象額は436億円となっています。申告漏れ相続財産の金額を構成比でみると、現金・預金37.2%(金額1,236億円)を占めてトップ、次いで土地が16.9%(同560億円)、有価証券が13.0%(同431億円)などで続いています。

下記は国税庁が発表した調査事績です。

### (別表)相続税の調査事績

事務年度		項目	平成 23 事務年度	平成 24 事務年度	対前事務年度比
1	2		件	件	%
1	実地調査件数		13,787	12,210	88.6
2	申告漏れ等の非違件数		11,159	9,959	89.2
3	非違割合(2/1)		80.9	81.6	ポイント 0.6
4	重加算税賦課件数		1,569	1,115	71.1
5	重加算税賦課割合(4/2)		14.1	11.2	ポイント -2.9
6	申告漏れ課税価格		3,993	3,347	83.8
7	6のうち重加算税賦課対象		581	436	75.1
8	追徴税額	本税	649	527	81.1
9		加算税	107	83	77.8
10		合計	757	610	80.6
11	実地調査1件当たり	申告漏れ課税価格(6/1)	2,896	2,741	94.6
12		追徴税額(10/1)	549	500	91

(注)「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額(相続時精算課税適用財産を含む。)から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものです。

他の相続調査状況はこちらに詳しく記載されています。

[http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/sozoku\\_chosa/sozoku\\_chosa.pdf](http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2013/sozoku_chosa/sozoku_chosa.pdf)



## 本の紹介

秋元 健央

### 上昇思考 著者 長友佑都

タイトルになっている上昇思考という言葉に込めた意味について、長友佑都選手はこう述べている。人生の選択肢にぶつかったときにも、正解を選択しようとするよりも自分の選択した道を正解にしていくことをいつも考える、信念に基づいて道を選択し、そのプロセスのなかで最大限の努力が出来たと言い切れるなら、必ずそこで成長ができ、大きな成果を手に入れることができる。そんな意味での「上昇志向」、いかに自分を成長させるかということから、日々のあり方や生き方を考えていくという意味での「上昇思考」と言い換えたい、と書いております。

サッカー選手としてステップを上り続ける長友佑都選手。その精神的な強さはどこに由来するのか。世界一にも輝くビッククラブで感じることはなにか。どこにも語らなかつた、長友佑都選手の「内側」を明らかにする本なので、興味のある方は是非読んでみてください。



## 12月税務カレンダー

10月決算法人確定申告 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税、事業所税)	12月31日(年末・年始につき1月6日)
4月決算法人の中間申告 (法人税、消費税、法人事業税、法人住民税) 半期分	12月31日(年末・年始につき1月6日)
前年度の消費税確定年税額が400万円(国税分・地方消費税合わせると500万円超)を超え4,800万円(国税分・地方消費税合わせると6,000万円)以下の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告	12月31日(年末・年始につき1月6日)
1月・4月・7月・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	12月31日(年末・年始につき1月6日)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	12月31日(年末・年始につき1月6日)
11月源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	12月10日
固定資産税の納付(都市計画税)第3期	12月中の市町村の条例で定める日
給与所得の年末調整	本年最後の給与の支払をするとき